

# 平成27年度主要事業について

平成27年6月1日（月）  
平成27年度第1回原子力安全顧問会議

1

## 原子力防災に関する 国、県の主な動き

# 原子力防災に関する主な動き①

## 1 国

### (1) 原子力災害対策指針の改正(H27.4.22) (主な改正内容)

#### ①UPZ外(概ね30km以遠の地域)の防護措置の実施方策

原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状態や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避等を実施する。

→ UPZ外については、特別な枠組みを設定するのではなく、UPZと同様に現行指針どおりOIL等に基づき必要な範囲に必要な防護措置を講ずる。

(参考:UPZ外の防護措置の考え方)

<放射性物質放出前>

- ・原子力規制委員会が施設の状態やモニタリング結果を踏まえて、屋内退避の実施の必要性やその範囲を設定。
- ・屋内退避の実施範囲は、予防的に同心円を基礎として行政区域単位等で設定。UPZ外の地方公共団体は、追加的な防護措置が必要となった場合に屋内退避の指示を住民等に対して伝達するため、防災行政無線等の既存の災害時情報伝達手段を活用する。

<放射性物質放出後>

- ・モニタリング結果が基準を超えた場合、追加的な防護措置(一時移転等)を実施する。

#### ②緊急時モニタリングによる防護措置の実施

原子力発電所において事故が発生した場合は、施設の状態をもとに緊急事態を判断し、予防的に避難又は屋内退避を実施する。なお、この際、SPEEDIを活用せず、同心円状に防護措置を講じる。プルーム通過後については、緊急時モニタリングの実測値等に基づき必要に応じ避難や一時移転等の追加的な防護措置を判断・実施する。モニタリング結果は情報共有・公表システムで集約し、関係者間での共有及び公表を迅速に行う。

(参考)昨年度、原子力規制庁の放射線監視等交付金により、全国の緊急時モニタリング情報を共有するためのモニタリング情報共有システムを本県に整備した。

3

# 原子力防災に関する主な動き②

## (2) 地域原子力防災協議会の設置

### ・H25.9.3 国の原子力防災会議

地域防災計画の充実のため、自治体のみで解決が困難な対策は、国が地域毎にワーキングチームを設置し、各地域の課題を集約し、解決に取り組む。

### ・H27.3.18 「地域原子力防災協議会」に改称するとともに、その機能を強化

#### ■島根地域原子力防災協議会

- ・両県副知事及び各省庁指定職級が基本構成員
- ・必要に応じ関係市町村や電力事業者も参加し、緊急時対応の確認等の重要事項を協議
- 避難計画等の原子力防災の取り組みをまとめた「島根地域の緊急時対応」については、協議会を通じて実効性を確保した後、原子力防災会議(議長:内閣総理大臣)に報告

<作業部会> ※従来のワーキングチーム

- ・基本構成員 原子力防災専門官、原子力規制委員会、内閣府(原子力防災)、経済産業省、島根県、鳥取県(市町村を代表)、厚生労働省、国土交通省、防衛省、その他避難等の実施に係る実働省庁 ほか
- ・緊急時対応に係る個々の論点について担当者間で検討。協議会の構成員を補佐。

#### ○地域原子力防災協議会作業部会を通じた主要望事項

- ①要配慮者等(病院、施設入居者、在宅等)の受入れ先確保及び避難支援要員(医師、介護従事者等)の速やかな派遣、物資(食糧、介護用品等)の調達
- ②避難者の輸送手段(バス、鉄道、福祉用車両等)や避難支援業務者(運転手等)の確保等

## (3) 緊急時モニタリング関係

・H27.1.29 原子力規制庁が緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)を公表

4

## 原子力防災に関する主な動き③

### (4) 新規制基準適合性審査の状況(川内、高浜、伊方)

区分等	川内1・2号機 (九州電力)	高浜3・4号機 (関西電力)	伊方3号機 (四国電力)
設置変更許可申請	H25/7/8	H25/7/8	H25/7/8
審査書案	H26/7/16	H26/12/17	H27/5/20
パブコメ実施期間 (意見数)	H26/7/17～8/15 (17,819件)	H26/12/18～1/16 (3,615件)	H27/5/21～6/19
審査書(設置許可)	H26/9/10	H27/2/12	
合格までの審査会 合回数等	審査会合:62回 現地調査:2回	審査会合:67回 現地調査:3回	審査会合:73回 現地調査:3回
当初申請内容から の主な見直し	地震:540→620ガル 津波:約4→約5m	地震:550→700ガル 津波:2.6→6.2m 竜巻:69→100m/s	地震:570→650ガル 津波:約4.1→約8.1m 竜巻:69→100m/s
現在の状況等	使用前検査中(3/30～) 再稼働(発電開始) 1号機 7月下旬 2号機 9月下旬	・地元同意手続き中 ・関電の再稼働目標は 11月 ・4/14 福井地裁が再 稼働を差し止める仮処 分決定	・パブコメを経て審査書 決定見込み ・再稼働は早く冬以降

5

## 原子力防災に関する主な動き④

### 2 中国電力(島根原子力発電所の現状)

区分	1号機	2号機	3号機	
営業運転開始	昭和49年3月	平成元年2月 (定期検査中)	平成24年3月(当初 予定)(建設中)	
新規制基準申請 対応状況	平成27年4月30日 営業運転終了 廃止措置計画認可 申請準備中	適合性申請 平成25年12月25日 (審査会合48回)	申請準備中	
電気出力	46万KW	82万KW	137.3万KW	
原子炉形式	沸騰水型 (BWR)	沸騰水型 (BWR)	改良沸騰水型 (ABWR)	
燃料集合体数	400体	560体	872体	
制御棒本数	97本	137本	205本	
主な 対応 状況	防波壁	完了済(15m)		
	フィルタ付ベント	—	平成27年9月 完了予定	平成27年度内 完了予定
	免震重要棟	平成26年10月建物工事終了(使用前検査後に使用予定)		

6

# 原子力防災に関する主な動き⑤

## 3 鳥取県

- ・H25.11.21 安全協定に基づく中国電力から島根原発2号機の新規制基準への適合性確認申請の事前報告(鳥根県等にも同日対応)
- ・H25.12.17 安全協定に基づく事前報告に対する鳥取県等の回答(意見留保)覚書に基づく島根県への回答

事前報告の可否に関しては、条件を付けた上で最終的な意見を留保し、最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。

- ・H25.12.25 中国電力が島根原発2号機の新規制基準への適合性確認申請
- ・H26.3.26 鳥取県防災会議(地域防災計画と広域住民避難計画の修正)  
→ 避難時間を4日間から20時間に短縮
- ・H26.4.1 鳥取県緊急事態対処センター運用開始
- ・H26.10.17 鳥取県原子力安全顧問の設置
- ・H26.10.18 原子力防災訓練(島根原発対応)の実施
- ・H26.10.24 原子力防災訓練(人形峠環境事業センター対応)の実施
- ・H27.3.18 中国電力から島根原発1号機の廃止決定の報告
- ・H27.5.22～6.9 地域防災計画(原子力災害対策編)と広域住民避難計画の平成27年度修正についてパブリックコメントの実施

## 原子力防災体制全体整備計画(案)

	H24	H25	H26	H27
国の状況	・原災法改正 ・原子力災害対策指針改定(UPZ、EAL、OIL等)	・原発の新規制基準 ・原子力災害対策指針改定(モニタリング、被ばく医療)	・原子力災害対策指針の改定、補足資料等	・原子力災害対策指針の改定(UPZ外の防護措置等)
目標	<b>基本的運用体制の整備</b>	<b>運用体制の充実</b>	<b>体制基盤の概成</b>	<b>立地県並みの体制・運用の確保</b>
全般	・体制整備ロードマップ(計画)	⇒PDCA	⇒PDCA	⇒PDCA
	・専門家会議、防災連絡会議	→	→	→
	・地域防災計画修正(UPZ)	・モニタリング、被ばく医療	→	・地域防災計画修正
避難	広域住民避難計画策定 ※鳥根県との連携	マニュアル類の整備(活動要領、組織人員の具体化)	・実効性の確保に向けた取り組みの実施	
モニタリング	・平常時モニタリング計画策定 ・モニタリングポスト設置	・原子力環境センター(仮称)基本設計 ・緊急モニタリング計画策定 ・可搬式モニタリング装置の整備 ・モニタリングデータ統合	・原子力環境センター 詳細設計、建設工事着手 ・モニタリング共有システムの追加導入	・原子力環境センター初期整備完成、運用  →
	被ばく医療	・被ばく医療機関の指定 ・被ばく医療計画作成 ・資機材整備	・ホールボディカウンタ ・資機材整備	・ホールボディカウンタ ・資機材整備  ・資機材整備
放射線防護対策施設		・医療機関(1施設)	・医療機関、高齢者施設、障がい者施設(各1施設)	
普及啓発 ・広報	・広報(プレス会見等)計画 ・講演会、説明会等	→	→	→
教育訓練	・島根発電所、人形峠	→	→	→

# 原子力防災対策関連予算

## 原子力防災体制整備計画の最終年（H25～27）

- 中国電力へ島根原発の原子力防災対策への協力の申し入れ(H26.10.20)
- 島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性確認申請(H25.12.25)
- 島根県との覚書締結(H25.11.7)
- 新規制基準(H25.7.8施行)
- 中国電力へ島根原発安全協定の改定協議
- 地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画の修正
- 原子力災害対策指針の改正(H27.4.22)

背景

平成27年度  
当初予算事業費  
約6.1億円  
(H26：約50億)

### 初動体制の強化等

2.1億円

#### ■原子力防災ネットワーク等による情報収集・共有化、普及啓発等

- 鳥取県原子力防災対策事業
  - ・原子力防災普及啓発(原発見学会、パンフレット作成費等) 6百万円
  - ・原子力防災訓練 24百万円
  - ・防護資機材(可搬型モニタリングポスト等)保守・校正費、警察用機材整備 69百万円
  - ・原子力安全顧問会議開催、原子力防災TV会議・モニタリング情報共有システム等の保守委託、防災車両管理費等 111百万円

### 被ばく医療体制の整備

0.2億円

#### ■医療機関等の体制構築

- 被ばく医療体制整備・医療施設防護対策
  - ・被ばく医療研修、放射線測定器校正費、放射線防護対策施設維持費等 13百万円
- 避難退域時検査事業・老人福祉施設避難対策
  - ・放射線測定器校正費、避難支援用品・福祉避難所パンフレット作成費等 3百万円

### 平常時モニタリング体制整備

3.8億円

#### ■放射線測定体制の構築

- 平常時モニタリング事業
  - ・原子力環境センターの整備(平成27年度内完成予定) 348百万円
  - ・モニタリング要員の人材育成 1百万円
  - ・平常時モニタリング、環境試料の分析等の実施 26百万円

# 平成27年度 取組方針等

# 平成27年度 取組方針

## ○方針

- ・島根原子力発電所及び人形峠環境技術センターの情報把握を行い、原子力事業者に対して安全確保を働きかけるとともに県民への迅速かつ的確な情報提供を行う。
- ・このため平素より原子力災害発生時の迅速な対処に必要な体制を速やかに整備する。特に原子力防災に関する基盤的整備(H25～27)計画の最終年であることから整備を完了させる。

## ○重点実施項目

### (1)原子力安全対策

- ・新規規制基準適合性審査、島根原子力発電所1号機の廃止措置への適確な対応
- ・島根県、岡山県との連携の推進
- ・原子力環境センターの整備等、モニタリング体制の整備

### (2)原子力防災体制の整備

- ・島根地域原子力防災協議会において緊急時対応の確認等の重要事項を協議(所管:内閣府)
- ・引き続き、避難等の防護措置の実効性の向上(避難行動要支援者の輸送手段の確保等)
- ・新たに整備を行った資機材等の運用に関する習熟度の向上

### (3)住民等への普及啓発の促進

- ・放射線や原子力防災対策に対する知識の普及啓発の実施(研修会、現地研修会等)

### (4)原子力防災訓練の実施

- ・基本訓練と組織訓練、機能別訓練を計画的かつ段階的に実施していく。
- ・実動訓練等については、関係自治体との共同訓練を基本とし、連携推進を図る。

### (5)安全協定の改定等

- ・原子力事業者との安全協定の改定等

引き続き全庁的な取組みとして推進

## 平成27年度原子力防災関連の年間スケジュール

項目		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
国	原子力災害対策指針・補足資料		検討課題とされている事項について改定がなされる見通し		
	島根地域原子力防災協議会		「島根地域の緊急時対策」の策定に向け、実効性を向上		
県	原子力防災訓練	機能別訓練	船舶訓練(8/25) 図上訓練(8月頃)	実動訓練 島根原発防災訓練(10月23、25日) 人形峠防災訓練(10月頃)	
	原子力安全顧問会議	第1回(6月1日)	検証	第〇回(適時開催)	
	地域防災計画(原子力災害対策編)、広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)	・修正案策定 ・パブリックコメント	修正	原子力災害対策指針の改定等に伴い、必要に応じて運用の見直し等を実施	
					修正

# 平成27年度原子力防災訓練（案）

## 島根原子力発電所対応

### 1 実施日時

平成27年10月23日(金)初動対応  
平成27年10月25日(日)住民避難訓練

### 2 訓練項目(案)

本部等運営訓練(初動対応訓練)	オフサイトセンター訓練
住民避難訓練	広報・情報伝達訓練
緊急被ばく医療活動訓練	緊急時モニタリング訓練
学校等の避難訓練	避難支援ポイント設置
避難行動要支援者避難訓練	避難誘導、交通規制等措置訓練

### 3 検討内容(案)

- ア 住民の移動手段の確保  
多様な避難手段により一層の実効性の向上
- イ 要配慮者防護対策  
放射線防護対策事業の実施施設の運用の検証
- ウ 避難退域時検査の実施  
国のガイドラインに基づいた避難退域時検査の実施
- エ 施設、資機材の習熟  
新たに整備した施設、資機材等についての習熟を図る。

## 人形峠環境技術センター対応

### 1 実施日時

岡山県と調整の上、決定(秋頃実施予定)

### 2 訓練項目(案)

事故発生通報伝達訓練	オフサイトセンター訓練
緊急搬送訓練	緊急時モニタリング訓練
住民広報訓練	交通規制訓練

### 3 訓練実施にあたっての考慮事項

フッ化水素(HF)は、人の組織等に対する影響を有していること等から、人への化学的影響について留意し、対応する必要がある。

## 多様な避難手段による避難訓練イメージ

住民避難訓練は10/25に実施(船舶のみ8/25)

### 船舶避難訓練概要

日時:平成27年8月25日(火)9:00~17:00  
場所:境港、鳥取港 等  
参加(予定)機関等:鳥取県、海上自衛隊舞鶴地方総監部、米子市、境港市、境港管理組合 等  
※訓練参加者は約100名(一般住民50名含む)を想定

### <訓練の流れ>

- 本部等運営、広報・伝達、緊急時モニタリング
  - ・災对本部会議、島根県知事等とのTV会議、広報・情報伝達等
  - ・モニタリング本部の設置、情報伝送等
- ↓
- 住民避難
  - ・多様な避難手段(バス、JR、船舶、航空機)の活用
  - 【JR】補完的な住民輸送(下車駅と会場まではバスで輸送)
  - 【船舶(境港→鳥取港)]住民の緊急避難等
  - 【航空機(美保基地・米子駐屯地→避難退域時検査会場等)]
  - ※船舶と航空機は緊急的に迅速な避難を行う必要のある住民等を想定
- 避難行動要支援者避難
  - ・多様な避難手段(バス、JR、船舶、航空機)の活用
  - 【航空機(美保基地・米子駐屯地→避難退域時検査会場等)]
  - ※船舶と航空機は緊急的に迅速な避難を行う要支援者等を想定
  - 【航空機(美保基地→鳥取空港)]重篤患者の搬送
  - ※緊急に搬送を要する入院患者等を鳥取空港(ダミーの行き先)として使用予定
- ↓
- 緊急被ばく医療活動
  - ・初期被ばく医療活動、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等 等

### 弓ヶ浜半島の特性

- ・道路が南北にしかなく避難の際には同方向に避難が集中する。
- ・半島付け根部分に人口が密集しており、人口密集地を通過し避難する
- ・島根県から避難住民が合流することから、万が一の場合大渋滞が予想される。